

仁木町定住促進住宅改修補助金交付要綱

令和4年4月1日仁木町告示第46号

(総則)

第1条 仁木町定住促進住宅改修補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、仁木町補助規則(昭和57年仁木町規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、本町において自らが所有又は居住する予定の住宅を改修(以下「住宅改修」という。)する者に対して予算の範囲内で補助することにより、定住化の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 補助金を受けようとする当該年度の2年度前までに町外から仁木町に転入した者又は住宅取得後に転入しようとする者で、転入前の1年間は本町に住民登録がない者をいう。
- (2) 子育て世帯 申請日現在、中学生以下の子どもを扶養し、同居している世帯をいう。
- (3) 若年世帯 申請日現在、申請者が50歳以下である世帯をいう。ただし、申請者が50歳を超えた場合においても配偶者が50歳以下であれば対象とする。
- (4) 住宅 自らが所有し居住の用に供する戸建て、又は併用住宅であり玄関、便所、台所、浴室及び居室を有しているものをいう。
- (5) 専用住宅 居住の用に供する目的のためだけに建てられた住宅をいう。
- (6) 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用する部分と居住の用に供する部分を併せ持つ住宅をいう。
- (7) 定住 仁木町の住民基本台帳に記載され、かつ、生活の本拠を町内に有することをいう。
- (8) 住宅改修 既存の住宅の機能や性能を維持し、又は向上させるため、住宅の全部又は一部を修繕、補修、補強、模様替え、取替え等を行う工事、既存の住宅に増築を行う工事及び既存の住宅の一部を改築する工事で、次に掲げるものをいう。

ア 基礎、土台、柱、梁、筋交い、内壁、天井、床等の修繕工事又は補強工事

イ 外壁の改修工事及び塗装工事

ウ 屋根の改修工事及び塗装工事

エ 屋根の雪止め設置及び修繕工事

オ 台所、浴室又は便所を改修する工事(合併処理浄化槽の設置に係る工事を除く。)

カ 間取りの変更及び開口部の新設等の工事

キ 建具の取り替え等の工事

ク 畳替え、畳表替え

ケ 断熱、気密又は遮音工事

コ 屋内給排水管の新設及び劣化改修工事

サ 電気設備工事を伴う省エネ照明機器の設置工事

シ 自然再生可能エネルギー利用機器(太陽光発電システム・太陽熱利用システム・熱交換システムなど)の設置工事

ス 住宅と連結している車庫、物置の修繕工事

セ その他住宅の機能や性能を維持・向上させるための工事

(補助対象者)

第4条 補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住者、子育て世帯、若年世帯のいずれかに該当すること。
- (2) 改修した住宅に住所を有すること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に記載されている者をいう。）。
- (3) 前号の住宅に引き続き5年以上定住すること。
- (4) 補助金の交付申請者及びその同一世帯に属する者全員が市町村税及び使用料等に未納がないこと。
- (5) 世帯全員のいずれもが、本事業による補助金及び国又は地方公共団体等の同種の補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 建物の所有権を5割以上有していること。ただし、当該割合5割の者が二人存在する場合は、いずれか一方とする。
- (7) 補助金の交付申請者及び同一世帯に属する者全員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者が含まれていないこと。
- (8) 過去に本補助金及び仁木町定住促進新築住宅取得補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象工事）

第5条 補助金の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅改修に要する工事費用（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む。）が500万円以上であること。ただし、併用住宅の場合は、店舗改修を除いた工事費用が500万円以上であること。
- (2) 専用住宅、併用住宅ともに建築工事後の住宅延床面積が50平方メートルを超えること。ただし、併用住宅の場合、店舗の床面積を除いた住宅部分の床面積が50平方メートルを超えること。
- (3) 建築基準法、その他建築物に関連する法令等を遵守したものであること。
- (4) 別荘等一時的に使用する住宅ではないこと。

2 前項第1号に規定する住宅改修に要する工事費用には、次の各号に掲げる額は含まないものとする。

- (1) 合併処理浄化槽の設置に要する費用
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく日常生活用具（住宅改修）の給付を受けた時は、その給付金の額
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく居宅介護住宅改修費

（補助金の額）

第6条 補助金の交付額は、100万円とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に仁木町定住促進住宅改修補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 入居者全員の住民票
- (2) 市町村税等の滞納のない証明書（申請する年の前の年の1月1日現在で仁木町に住民登録がない者に限る。）
- (3) 改修内容がわかる書類（工事費内訳書、位置図、平面図、立面図など）

- (4) 建築工事届又は建築確認済証（以下「建築工事届等」という。）の写し（ただし、建築工事届等が必要のない住宅改修については提出不要）
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 誓約書（別記様式第2号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、仁木町定住促進住宅改修補助金交付決定通知簿（別記様式第3号）に必要事項を記入し、申請者に仁木町定住促進住宅改修補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 町長は、前条各号で規定する書類等に不備がなく受理した者から順に交付決定する。

3 町長は、前項の規定により交付決定をする場合において、交付申請書が同時に提出されたと認められるときで、かつ、予算額を超える交付申請があったときは抽選とする。

（補助金の変更承認申請）

第9条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る内容の変更又は取り下げをしようとするときは、仁木町定住促進住宅改修補助金決定内容変更（取下げ）承認申請書（別記様式第5号。以下「内容変更承認申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が認めた軽微な変更にあつては、この限りでない。

- (1) 第7条各号で規定する書類のうち変更が生じる書類
- (2) その他町長が指定する書類

（補助金の変更承認決定）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の内容変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、申請者に仁木町定住促進住宅改修補助金内容変更（取下げ）承認（不承認）通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、事業が完了した日から1か月以内又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに仁木町定住促進住宅改修補助金実績報告書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 入居者全員の住民票
- (2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条の規定による家屋の全部事項証明書（発行日から1か月以内のもの）
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証又はそれに代わる証明書（以下「検査済証等」という。）の写し（ただし、検査済証等が交付されない住宅である場合は提出不要）
- (4) 補助対象住宅の写真（改修前と改修後がわかる写真）
- (5) 領収書等支出したことがわかる書類の写し
- (6) その他町長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施して、適当と認めるときは、仁木町定住促進住宅改修補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後に交付する。

(異動の届出)

第13条 交付決定者が住宅改修し定住した日から5年未満に転出又は住宅を売買、譲渡しようとするときは、仁木町定住促進住宅改修補助金異動届出書(別記様式第9号。以下「異動届出書」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、異動届出書の提出があったときはその内容を確認し、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りではない。

- (1) 改修が完了した日から5年未満に住宅の取壊し、第三者への貸与又は売却したとき。
- (2) 改修が完了した日から5年未満に住宅から交付決定者の世帯全員が転出又は転居したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他返還が適当と町長が認めるとき。

2 前項第1号又は第2号の規定により補助金の交付決定の全額又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずる場合における返還額は、住宅改修し定住した日から起算して次の各号に掲げる区分に応じ、決定する。

- (1) 1年未満 全額
- (2) 1年以上2年未満 補助金に10分の8を乗じて得た額
- (3) 2年以上3年未満 補助金に10分の6を乗じて得た額
- (4) 3年以上4年未満 補助金に10分の4を乗じて得た額
- (5) 4年以上5年未満 補助金に10分の2を乗じて得た額

3 第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、仁木町定住促進住宅改修補助金交付決定取消通知書(別記様式第10号)により通知するものとする。

(報告等)

第15条 町長は、必要があると認めるときは交付決定者から報告又は書類の提出を求めることができる。この場合において、交付決定者は、町長に対し、速やかにその求められた報告又は書類の提出を行わなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第13条から第15条までの規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

附 則 (令和4年4月1日規則第46号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。